

NEWS LETTER

2011年5月号 (No.153)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/

相続税の平成23年度税制改正案に注目!

平成23年度の税制改正は、衆参ねじれ国会や震災の影響もあり、現時点でも衆議院を通過していません。しかしながら、震災復興のために、税収を確保する必要があることから、増税項目については、適用される可能性が高いと思われる。

今回は、今年度の改正の中でも増税項目として、注目を浴びている相続税の改正案を中心にお話しします。

●基礎控除額が大きく変わる

相続税は、亡くなった方から財産を引き継いだ時に発生する税金ですが、相続をしたからといって、必ず相続税が発生するわけではありません。相続財産が一定額を超えることによって、初めて相続税が発生します。

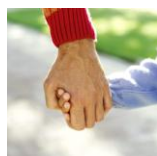
この一定額を「基礎控除額」といいます。亡くなった人の財産が、基礎控除額以下であれば、相続税はかかりません。

基礎控除額は、現行では、「5千万円+1千万円×法定相続人の数」という算式で、金額を求めます。

例えば、夫が亡くなり、法定相続人が妻と子ども2人の計3人の場合、基礎控除額は8千万円となります。相続財産が1億円あると、基礎控除額を差し引いた2千万円が、課税の対象となります。

これに対して、今回の税制改正で実施する予定の基礎控除の算式では、基礎控除額を4割減らし、「3千万円+600万円×法定相続人の数」となります。同じ例で考えますと、基礎控除額は4,800万円となり、課税対象となる金額は5,200万円となります。

これに税率をかけた相続税額は、現行の仕組みで、法定相続分どおりに引き継いだとすると、100万円ですが、改正後は315万円に増える計算となります。



●死亡保険金に係る非課税制度

死亡によって、相続人が受け取る死亡保険金は、相続税の対象となります。

ただし、この相続人が受け取った死亡保険金が全て課税の対象となるのではなく、現行では「500万円×法定相続人の数」が非課税枠となる制度が設けられています。

例えば、相続人が3人の場合には1,500万円までは、死亡保険金を受け取っても相続税はかからないこととなっています。

これが、今回の税制改正後では、非課税枠の計算式が「500万円×次のいずれかに該当する法定相続人」と限定される予定です。

① 未成年者 ② 障害者 ③ 相続直前に被相続人と生計を一にしていた者

この改正により、相続税の節税のために入っていた生命保険の節税効果が少なくなっている可能性がありますので、ご留意下さい。

●相続時精算課税制度が孫にも適用に

相続時精算課税制度とは、親から子の贈与に対して2,500万円までを、贈与時には税金のかからない特別控除額とする一方で、親から贈与を受けた財産については、相続時に贈与時の時価で持ち戻して相続税を課税する、という制度です。

改正後は、受贈者の範囲に、20歳以上である孫が追加され、贈与者の年齢要件が65歳から60歳となります。

	現行	改正後
贈与者	65歳以上	60歳以上
受贈者	20歳以上の贈与者の推定相続人である子	20歳以上の贈与者の推定相続人である子及び20歳以上の贈与者の孫

●最後に

冒頭でもお話ししましたが、こちらの改正案はまだ可決されていません。適用の時期などは6月末までに決まる予定です。

(古井 洋平)

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を始めました。ホームページより登録ができます。